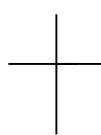


2015 年度 事業計画書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
(本部事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号 カミヤビル3階
(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番24号 錦ビル7階
(東京事務局) 東京都江東区亀戸6丁目54番5号 小川ビル2階



目 次

<基本方針> 36 ページ

<事業の構成> 36 ページ

<事業内容>

I. 児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供 37 ページ

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供 39 ページ

3. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営 43 ページ

4. 児童等に対するアドバイザーの派遣 45 ページ

II. 経済的困難を抱える子ども・若者への支援活動に関する助言・運営支援事業

1. BizAcademy プログラムの業務運営 46 ページ

<外部アドバイザー・専門家等> 47 ページ

＜基本方針＞

当年度は、学校外教育バウチャー提供事業においては、より厳しい家庭環境の児童等へ支援を提供するため、教育機関や他団体等と連携した児童等への支援体制の構築を重点事項に掲げる。

また、新たな公益目的事業として「経済的困難を抱える子ども・若者への支援活動に関する助言・運営支援事業」を開始する。本事業は、当法人のこれまでの経験や実績等を活かし、子ども・若者の支援活動に取り組む他団体(NPO、企業、行政機関等)に対する助言や業務支援を行うことを主な内容としており、初年度である2015年度は、民間団体が実施する「経済的に困難な若者に対する職業教育プログラム(BizAcademyプログラム)」の運営を支援する予定である。

※学校外教育バウチャーとは、当法人が児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに使徒を限定した利用券(補助金)を指す。(以下、「バウチャー」という用語も同一の意味とする)

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒を指す。

＜事業の構成＞

■公益目的事業

I. 児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の4事業で構成される。

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
 - ア.一般枠
 - イ.進学受験枠
3. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営
4. 児童等に対するアドバイザーの派遣

II. 経済的困難を抱える子ども・若者への支援活動に関する助言・運営支援事業

1. BizAcademyプログラムの業務運営

■収益事業等

なし

＜事業内容＞

I. 児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 目的

経済的に困難な児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、児童等の教育機会を保障することで将来の自立に寄与し、教育格差の解消を目指す。

(2) 対象

関西地域に居住する生活保護受給世帯の小学生から高校生の児童等

※関西地域とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の2府4県を指す。

※「高等学校卒業程度認定試験」を受験する者は、高校生に準じるものとして対象に含む。

(3) 利用予定人数

7名～13名（見込み）

(4) 利用者決定方法

- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。
- ・審査は、当法人職員及び外部アドバイザー1名以上が実施する。【外部専門家はp47参照】
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

①書類審査

- ・申込者は、将来のビジョンやバウチャーの利用目的をエントリーシートに記入し、審査員はその文書をもとに書類審査を実施する。

〔小学生〕

- ・自己向上（自分を高めるための努力をしているかどうか。）
- ・学習意欲（学習に対して意欲的かどうか。）

〔中学生・高校生〕

- ・進学・就職意欲（進学・就職に対して意欲的であるかどうか。）
- ・自己向上（自分を高めるための努力をしているかどうか。）
- ・学習意欲（学習に対して意欲的かどうか。）

②面接審査

当法人職員及び外部アドバイザーが事前に用意した20問程度の質問を行い、審査員はその回答をもとに審査を実施する。

〔小学生〕

- ・自己向上（自分を高めるための努力をしているかどうか。）
- ・学習意欲（学習に対して意欲的かどうか。）
- ・日常生活（日常において基本的な生活を送っているかどうか。）

〔中学生・高校生〕

- ・進学・就職意欲（進学・就職に対して意欲的であるかどうか。）
- ・自己向上（自分を高めるための努力をしているかどうか。）
- ・学習意欲（学習に対して意欲的かどうか。）
- ・日常生活（日常において基本的な生活を送っているかどうか。）

(5) バウチャー給付額

①総額

1,950,000円(見込み)

・継続利用者分:なし(2014年度利用者は全員が高校3年生のため)

・新規利用者分:1,950,000円(1人当たりの給付額の関係から端数は切り上げ)

＜参考:バウチャー給付額の計算式＞

A	2014年1月から12月の寄付金合計額の65%以上	$2,779,921円 \times 65\% = 1,806,949円$
B	過年度未使用バウチャー額(2012年度未使用分)	112,429円
C	A+B	1,919,378円

※当法人では、バウチャー給付割合を当該年度(本事業の場合は昨年)寄付総額の65%以上に設定している。

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

(6) バウチャー利用期間

2015年4月1日から2016年3月31日

(7) バウチャー利用先

・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。

・児童等は、自らの希望する利用先を事務局に申請することができ、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを使用することができる。

・登録事業者数は、14事業者である。(2015年2月1日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8) 実施スケジュール

- ・2014年12月 31日 バウチャー提供分寄付受付期限
- ・2015年 2月 2日 新規利用者募集開始
- ・2015年 3月 6日 新規利用者募集締切
- ・2015年 3月 28日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2015年 3月 30日 バウチャー提供
- ・2015年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2016年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

ア. 一般枠

(1) 目的

東日本大震災により経済的に困難な状態となった児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、生徒の教育機会を保障することでその成長を支え、被災地の長期的復興に寄与する。

(2) 対象

東日本大震災で被災した方のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

①小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。

②児童等が属する世帯の収入が次の収入・所得基準を下回っていること。又は当該児童等の保護者が、申請日時点において生活保護法の被保護者であること。

※「高等学校卒業程度認定試験」を受験する者は、高校生に準じるものとして対象に含む。

■ 収入・所得基準

世帯人数	給与収入のみの世帯 (給与支払金額)	給与以外の収入のある世帯 (所得金額)
2人	4,593,000円	2,890,000円
3人	5,681,000円	3,655,000円
4人	6,630,000円	4,420,000円
5人	7,378,000円	5,185,000円
6人	8,551,000円	5,950,000円
7人	9,273,000円	6,715,000円
8人	9,996,000円	7,480,000円
9人	10,718,000円	8,245,000円

※住民票に記載されている世帯員の内、18歳以上の世帯員全員の収入・所得金額の合計額

(3) 利用予定人数

299名(見込み)

・2014年度からの継続利用者:約184名 (現在審査中のため見込み)

・2015年度からの新規利用者:約115名 (利用者決定前のため見込み)

(4) 利用者決定方法

①2014年度からの継続利用者

・継続利用者決定に際しては、利用者全員に意思確認を行い、次の基準で審査を実施する。

・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。

・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア) 世帯収入・所得

2013年の世帯収入・所得の合計額が収入・所得基準を下回っていること。

【収入・所得基準は、前掲「2. ア. 一般枠(2)対象」を参照】

(イ) バウチャー利用状況

2015年1月31日時点の2014年度バウチャー利用率が50%以上であること。ただし、2014年度からバウチャーの利用を開始した者は、バウチャー利用率が25%以上であること。

※バウチャー利用率(バウチャー利用額／バウチャー給付額)

※バウチャー利用額には、2015年2月、3月の利用見込額も含める。

②2015年度からの新規利用者

- ・新規利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。
- ・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア)世帯収入・所得

2013年の世帯収入・所得の合計額が収入・所得基準を下回っていること。

【収入・所得基準は、前掲「2. ア.一般枠(2)対象」を参照】

(イ)学習・進学意欲

申込時に行うアンケートの回答から次の項目について審査を行う。

- ・進学・就職意欲(進学・就職に対して意欲的であるかどうか。)
- ・自己向上(自分を高めるための努力をしているかどうか。)
- ・学習意欲(学習に対して意欲的かどうか。)

※小学生はアンケートの回答が困難と判断し、当項目は割愛する。

(ウ)その他

学校外教育サービスの利用状況、児童等の家庭環境を考慮し、審査を行う。

(5)バウチャー給付額

①総額

56,300,000円(見込み)

- ・継続利用者分:37,750,000円 (2014年度利用者のうち90%が継続すると仮定)
- ・新規利用者分:18,550,000円 (1人当たりの給付額の関係から端数は切り上げ)

＜参考:バウチャー給付額の計算式＞

A	2014年4月から2015年3月の寄付金見込み額の約70%	$91,369,564円 \times 70\% = 63,958,695円$
B	過年度未使用バウチャー額 (2012年度未使用額)	10,593,280円
C	進学受験枠充当額【後述「イ. 進学受験枠(5)」参照】	18,300,000円
D	A+B-C	56,251,975円

※当法人では、バウチャー給付割合を当該年度寄付総額の65%以上に設定しており、2014年度は予算を上回

る寄付金が調達できる見込みのため、給付割合を約70%としている。

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

(6)バウチャー利用期間

- ・2014年度からの継続利用者 2015年4月1日から2016年3月31日
- ・2015年度からの新規利用者 2015年9月1日から2016年3月31日

(7)バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。

- ・児童等は、自らの希望する利用先を事務局に申請することができ、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを使用することができる。
- ・登録事業者数は、109事業者である。(2015年2月1日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8) 実施スケジュール

①2014年度からの継続利用者

- ・2015年 1月 21日 継続審査書類送付
- ・2015年 3月 3日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2015年 3月 25日 バウチャー提供
- ・2015年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2016年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

②2015年度からの新規利用者

- ・2015年 3月 31日 バウチャー提供分寄付受付期限
- ・2015年 5月 20日 新規利用者募集開始
- ・2015年 7月 10日 新規利用者募集締切
- ・2015年 8月 10日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2015年 8月 20日 バウチャー提供
- ・2015年 9月 1日 バウチャー利用開始
- ・2016年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

(9) 児童等の実態調査と教育機関との連携

①ねらい

公募によるバウチャー利用者募集では利用申請(申込み)を行わない、より厳しい家庭環境の児童等にもバウチャーを提供するため、児童等の周辺環境や学習環境の実態調査並びに教育機関との連携を通した児童等への利用申請促進を図る。

②概要

(ア) 実態調査

- ・バウチャー利用申請者等に対してアンケート調査を実施し、利用申請を行う児童等の状況を把握する。
- ・アンケート調査結果を踏まえ、複数人にヒアリング調査を実施する。
- ・専門家等と連携して調査結果を検証・分析し、児童等への支援方法を策定する。
- ・調査結果等を白書として発行し、児童等の状況について情報を開示する。

(イ) 教育機関との連携

- ・教育機関に対してチラシ等の配布や児童等の推薦を依頼し、利用申請促進を図る。
- ・教職員向けの勉強会や説明会を実施し、本事業の紹介を行う。

イ. 進学受験枠

(1) 目的

東日本大震災により経済的に困難な状態となった受験生に対して、学校外教育バウチャーを提供し、生徒の教育機会を保障することでその成長を支え、被災地の長期的復興に寄与する。

(2) 対象

東日本大震災で被災した方のうち、次の3点の要件を満たす者を対象とする。

①バウチャーの提供時点において中学校3年生又は高等学校3年生であること。

②上級の学校に進学するために受験することを希望していること。

③生徒が属する世帯の収入が収入・所得基準を下回っていること。又は当該生徒の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

【収入・所得基準は、前掲「2. ア.一般枠(2)対象」を参照】

(3) 利用予定人数

61名(見込み)

(4) 利用者決定方法

・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。

・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。

・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア) 世帯収入・所得基準

2013年の世帯収入・所得の合計額が収入・所得基準を下回っていること。

【収入・所得基準は、前掲「2. ア.一般枠(2)対象」を参照】

(イ) 学習・進学意欲基準

申込時に行うアンケートの回答から次の項目について審査を行う。

・進学・就職意欲(進学・就職に対して意欲的であるかどうか。)

・自己向上(自分を高めるための努力をしているかどうか。)

・学習意欲(学習に対して意欲的かどうか。)

(ウ) その他

学校外教育サービスの利用状況、生徒の家庭環境を考慮し、審査を行う。

(5) バウチャー給付額

① 総額

18,300,000円(見込み)

＜参考:バウチャー給付額の計算式＞

A	2014年4月から2015年3月の寄付金見込み額の約70%	$91,369,564円 \times 70\% = 63,958,695円$
B	過年度未使用バウチャー額 (2012年度未使用額)	10,593,280円
C	継続利用者への提供額【前掲「ア.一般枠(5)」参照】	37,750,000円
D	$(A+B-C) \times 50\%$	18,400,988円

※新規利用者への提供分の約50%を進学受験枠に充当

※1人当たりの給付額の関係から端数は切り捨て

②1人当たりの給付額

300,000円

(6)バウチャー利用期間

2015年6月1日から2016年3月31日

(7)バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。
- ・生徒は、自らの希望する利用先を事務局に申請することができ、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを使用することができる。
- ・登録事業者数は、109事業者である。(2015年2月1日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

- ・2015年 3月 31日 バウチャー提供分寄付受付期限
- ・2015年 2月 6日 新規利用者募集開始
- ・2015年 3月 17日 新規利用者募集締切
- ・2015年 4月 30日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2015年 5月 20日 バウチャー提供
- ・2015年 6月 1日 バウチャー利用開始
- ・2016年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

3. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

(1)事業の概要

塾代助成事業は、家庭の経済状況が子どもの家庭環境に影響を与えることなく、子どもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学習塾等の学校外教育の利用にかかる経費の助成を行う事業である。

(2)事業の期間

2013年12月1日から2016年3月31日

(3)事業の対象者

①2014年4月～11月の対象者

- ・大阪市の区域内に居住地を有し、かつ、市立中学校等に通学している中学2・3年生の保護者で、2013年度に本事業の交付決定を受けている者
- ・大阪市の区域内に居住地を有し、かつ、市立中学校等に通学している上記以外の生徒の保護者で、2013年度「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている者又は2013年4月1日以降に生活保護法に規定する被保護者である者

②2014年12月～2015年3月の対象者

- ・大阪市の区域内に居住地を有し、かつ、市立中学校等に通学している生徒の保護者で、申請日時点において「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている者又は2014年4月1日以降に生活保護法に規定する被保護者である者

※対象者数は約20,000人。

③2015年4月以降の対象者

- ・未定

(4) 業務の概要

- ①1ヶ月あたり1万円を上限に利用できる「塾代助成カード」(以下「カード」という。)を保護者の申請により交付する。
- ②次に掲げる参画事業者(本事業への登録を受けた学習塾等)の対象要件の考え方に基づいて、参画事業者を公募及び登録するとともに、利用生徒の選択による学校外教育サービスの受講に供する。
 - (ア)学校外教育サービスを提供している事業者(法人、任意団体、個人)。
 - (イ)通信教育、e-ラーニングは含まない。
 - (ウ)大阪市区域内の全域から選定する。
- ③参画事業者からのカード利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを大阪市に提出する。なお、参画事業者への学校外教育サービス提供に対する支払額は、カードを利用した額に10%の負担率を乗じた額を控除した額とし、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、大阪市より参画事業者に対して支払いを行う。
- ④全過程を通じて、制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者や参画事業者、学校等関係者へのアンケートやヒアリングなどの実施・分析等も踏まえ、大阪市に対して本事業における課題及びその解決策等を提示する。
- ⑤全過程を通じて、利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況管理並びに参画事業者への支払情報管理を行う。

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「カード交付申請受付」、「交付・不交付決定通知」、「カード使用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」、「異動情報確認」、「カード交付申請内容変更」及び「統計資料作成」からなる。

②参画事業者関係業務

参画事業者関係業務は、「参画事業者募集」、「参画事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・参画事業者サポート」、「参画事業者情報管理」、「参画事業者訪問調査」、「参画事業者口座情報管理」、「参画事業者登録取消」、「参画事業者登録事項変更」及び「統計資料作成」からなる。

③カード関係業務

カード関係業務は、「カード作成」、「カード再交付」、「カード利用額に係る請求」、「参画事業者支払」、「利用明細通知」、「カード利用情報管理」及び「統計資料作成」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 事業実施団体等

①事業実施

大阪市

②業務運営受託事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

(代表者)凸版印刷株式会社 (構成員)当法人

4. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 概要

大学生等のボランティア(以下、ブラザー・シスターという。)が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2) 支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を広げるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して奨学金や進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(3) 頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(4) 実施地域

・電話による支援の場合 当法人仙台事務局

・面談による支援の場合 宮城県仙台市、石巻市等の公共施設

(5) サポート体制

対人援助、心理、教育等の外部専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。【外部専門家はp47参照】

①養成研修(年1回実施)

専門家によるコミュニケーション・スキル、グリーフケア、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

■養成研修カリキュラム

内 容	担 当
当法人、本事業の概要	当法人職員
生活保護、子どもの貧困・人権について	ケースワーカー等の専門家や当法人職員
進学・就職・経済的支援制度について	キャリア教育、進学指導の専門家
コミュニケーション基礎、実践	コミュニケーション、心理等の専門家
ロールプレイング	
グループワーク	

②定期研修(2ヶ月に1回)

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を外部専門家や他のブラザー・シスターと共有し、専門家からの助言や情報提供を受ける。

(6)一般社団法人3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構との連携

震災孤児・遺児に対し、進路相談・学習支援等を通じて夢の実現を助力することを基本理念に掲げて活動する当機構と連携し、遺児・孤児のいる家庭からの問合せ対応やアドバイザーを派遣した児童等への相談対応業務を行う。

II. 経済的困難を抱える子ども・若者への支援活動に関する助言・運営支援事業

1. BizAcademy プログラムへの助言・運営支援

(1)BizAcademyの概要

当プログラムは、経済的に困難な若者に対して、ITやビジネスについて学ぶ機会を無償で提供する職業教育プログラムである。セールスフォース・ドットコム ファンデーション及び特定非営利活動法人エティックが主体となって行う。

(2)対象者

経済的に困難な若者のうち、次の①から③を満たす者を対象とする。(参加者は公募により決定／約10名程度)

- ①申込時点において、正規雇用として就業していないこと
- ②申込時点において、満18歳～29歳であること
- ③すべての研修プログラムに参加可能なこと

(3)プログラム内容

①基礎研修(約15日間)

プログラム例	時間数(予定)
初回研修(社会人マナー講座等)	9時間
クラウドコンピューティング基礎講座	9時間
IT基礎研修	5時間
Salesforce管理者研修	81時間
CTAC(コンピュータ技術)基礎講座	27時間
卒業発表準備	5時間
卒業発表	9時間

②フォローアップ研修

基礎研修終了後、フォローアップ研修を開催し、就労やキャリアに関する相談に応じる。

(4)当法人による助言・運営支援の内容

①プログラム全体の制度設計に関する助言を行う。

②対象要件に基づき参加者を公募し、書類及び面接による選考を実施する。また、専門家と連携して、審査基準・審査方法の策定に関する助言を行う。【外部専門家はp47参照】

③全過程を通じて、制度運営上の問題点等を検証するとともに、参加者へのアンケート等の実施・分析等も踏まえ、本プログラムにおける課題及びその解決策等を提示する。

④その他、参加者への連絡・相談等、プログラム実施に係る事務局業務のサポートを行う。

(5) プログラム実施団体

- ・セールスフォース・ドットコム ファンデーション
- ・特定非営利活動法人エティック

<外部アドバイザー・専門家等>

- ・ 明石 要一 (千葉大学 名誉教授／千葉敬愛短期大学 学長)
- ・ 高橋 聰美 (防衛医科大学校医学教育部 教授)
- ・ 武井 敦史 (静岡大学大学院教育学研究科 教授)
- ・ 田村 太郎 (一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事)
- ・ 出村 和子 (社会福祉法人仙台いのちの電話 理事)
- ・ 苛野 一徳 (熊本大学教育学部 講師)
- ・ 長尾 文雄 (特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー 理事)
- ・ 半羽 利美佳 (武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)
- ・ 村田 治 (関西学院大学学長／あしなが育英会 副会長)